平成２９年（フ）第６５６号
埼玉県富士見市羽沢１丁目17番13号　スイートドリームＡ－101、前住所埼玉県富士見市大字勝瀬132番地２
債務者　柿沼　志織
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３４号
京都府舞鶴市字北吸731番地２
債務者　橋下　良美
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第９０８号
堺市北区金岡町1423番地４　ビッグカーサ堺しらさぎ駅前1022号
債務者　小林　麻美
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０２３号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番129―201号
債務者　井出　久美
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０２４号
堺市西区鳳東町４丁364番地　(202号)
債務者　奥野久美子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０２５号
堺市西区鳳東町４丁364番地　(202号)
債務者　髙阪　典男
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０２６号
大阪府富田林市山中田町１丁目16番55号
債務者　舟引　聡子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０２８号
堺市堺区向陵中町４丁７番12号　第３三国ヶ丘コーポ302号、前住所和歌山市駕町35番地石見マンション301号
債務者　榎本　正彦
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４８号
盛岡市上田２丁目19番36号　メゾンベール上田205号、旧住所盛岡市上田２丁目15番30―203号
債務者　渡邊　厚子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８０号
新潟県上越市五智新町６番26号　コーポ高橋201号
債務者　坂牧　剛史
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第８１号
新潟県上越市五智新町６番26号　コーポ高橋201号
債務者　坂牧　　恵
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第８２号
新潟県上越市柿崎区竹鼻805番地第１
債務者　杉田佳奈枝
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第８６号
新潟県上越市大字岩木545番地42　山和ツインハイツＡ棟　２号
債務者　橋澤　美佳
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第４７３０号
大阪市東淀川区豊里７丁目19番21―207号
債務者　吉永　健二
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７７６号
大阪市東淀川区南江口１丁目３番66号　フジパレス瑞光Ⅱ番館　105号、前住所大阪府吹田市垂水町２丁目19番１号　(203)
債務者　中村　　圭
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７８７号
大阪府寝屋川市高柳１－８－20―201、住民票上の住所大阪府守口市南寺方東通３丁目11番33号
債務者　山田　太一
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７９２号
大阪市住吉区墨江４丁目６番２号　コスモハイム101号
債務者　伊藤　真幸
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部